



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年10月13日火曜日 第754号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

- 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例……………（人事課）…… 1
- 愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（消防防災安全課）……14
- 愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例……………（環境・ゼロカーボン推進課）……15
- 愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例……………（財政課）……16

条 例

○愛媛県条例第24号

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和8年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

第1条 職員の旅費に関する条例（昭和28年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
職員の旅費に関する条例 <u>目次</u> 第1章 総則（第1条―第7条） 第2章 旅費の種目及び内容（第8条―第21条） 第3章 雑則（第22条―第28条） <u>附則</u> （用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 省略 (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあつては、その者の属する市町教育委員会とする。次条第4項において同じ。）若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。 (4) 省略 (5) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。 (6) 省略 (7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の知事が定める者（以下「旅行者等」という。）であつて、県	職員の旅費に関する条例 （用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 省略 (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁 を離れて旅行することをいう。 (4) 省略 (5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。 (6) 省略

と旅行役務提供契約（旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の知事が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

(8) 省略

(9) 省略

（旅費の支給）

第3条 省略

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職、免職、失職 又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 省略

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住（当該遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。）したときには、当該遺族

(4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 省略

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、法第16条第1号若しくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となつたときには、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 省略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により

旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他知事が定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額 のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で知事が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中 天災その他知事が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で知事が定める金額を旅費として支給することができる。

(7) 省略

(8) 省略

2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）による当該級の職務（行政職給料表の適用を受けない者については、任命権者が知事と協議して定めるこれに相当する職務）をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつては、これに準ずる地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 省略

2 職員又はその遺族が次の各号の一 に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職（免職を含む。）失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 省略

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住 したときには、当該遺族

(4) 省略

3 職員が前項第1号 の規定に該当する場合において、法第16条第1号若しくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 省略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され 又は死亡した場合において 、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた 金額で知事が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関等の事故又は天災その他知事が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で知事が定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行は、旅行命令権者

_____の発する旅行命令等によつて行われなければならない。

2 省略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に知事が定める事項の記録又は記載をし、当該事項_____を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記録又は記載をするいとまがない場合には、この限りでない_____。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記録又は記載をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記録又は記載をしなければならない。

6 旅行命令簿等が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもつて第4項本文の規定による通知を行うことができる。

7 前項の規定により第4項に定める事項の通知が電磁的方法により行われたときは、旅行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該事項を通知したものとみなす。

8 第4項に定める事項の通知については、愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年愛媛県条例第15号）第4条の規定は、適用しない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下_____同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 省略

(旅行命令等)

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によつて行われなければならない。

2 省略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合_____には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基き、これを変更する ことができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な事項を記録し、又は記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示する_____いとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者はできるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記録し、又は記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 前項の旅行命令簿等の提示については、愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年愛媛県条例第15号）第4条の規定は、適用しない。

6 旅行命令簿等の記録事項又は記載事項及び様式は、知事が別に定める。

(旅行命令簿等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 省略

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、行程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、行程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、行程に応じ旅客運賃により支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて 計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により 旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、行程に応じ実費額又は1キロメートル当たりの定額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

(特殊旅費の種類)

第7条 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料、死亡手当、日額旅費、旅行雑費及び外国旅行手当とする。

2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、行程等に応じ定額により支給する。

3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

5 死亡手当は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合において、定額により支給する。

6 日額旅費は、内国旅行のうち第25条に規定する場合について、前条の普通旅費に代えて支給する。

7 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

8 外国旅行手当は、外国旅行のうち第38条に規定する場合について、前条の普通旅費に代えて支給することができる。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、 最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、次項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、前条に規定する経路及び方法により旅行した場合に要する日数を超えることができない。

2 第3条第2項第1号から第3号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、前項ただし書の規定により計算した日数による。

第10条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第11条 私事のために在勤庁所在地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤庁所在地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給す

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2～7 省略

8 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記録事項又は記載事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、知事が定める。

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移動費、旅行雑費、船員食卓料及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他知事が定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(知事が定める職員に限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の運賃の額とする。

る。

第12条 1日の旅行において、日当又は宿泊料(扶養親族移動料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移動料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第14条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの

は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2～7 省略

8 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記録事項又は記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、知事が別に定める。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) 削除
 - (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
 - (4) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に掲げる急行料金
ア 第2号の規定に該当する線路による旅行の場合には、1等の急行料金
イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金
 - (5) 第3号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
 - (6) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第2号又は第3号に規定する運賃、第4号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第4号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。ただし、第2号に該当する場合にあつては、

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他知事が定めるものをいう。以下この条及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（知事が定める職員に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により知事が定める職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他知事が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（外国旅行の場合であつて、等級が3以上に区分された航空機により知事が定める職員が移動するときは、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡し自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

同号に規定する客車の利用に係る急行料金に限る。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- (2) 前号に掲げる旅行を除くほか、特別急行列車で座席の指定を受けない客車を有するものを運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- (3) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第6号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

（船賃）

第16条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃
 - ア 9級の職務にある者については、上級の運賃
 - イ 8級以下の職務にある者については、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払つた寝台料金
- (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (6) 7級以上の職務にある者が座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第17条 航空賃の額は、現に支払つた旅客運賃による。

（車賃）

第18条 車賃の額は、交通機関による旅行の場合にあつては運賃又は料金の実費額と、公務上の必要又はやむを得ない事情により交通機関によることができない旅行の場合にあつては1キロメートルにつき37円とする。

2 車賃は、全行程を通算して計算する。ただし、第13条の規定により区分計算をする場合には、その区分された行程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した行程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（日当）

第19条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 日当は、行程16キロメートル未満の旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り、支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して知事が定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として知事が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して知事が定める1夜当たりの定額とする。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して知事が定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（旅行雑費）

第19条 旅行雑費は、旅行に要する雑費とし、その額は、旅行に必要な費用として知事が定める費用の額とする。

（船員食卓料）

第20条 船員食卓料は、漁業の取締り、水産実習等のための船舶に乗り組む職員の食事に要する費用とし、その額は、任命権者が知事に協議して定める。

2 船員食卓料を支給する場合には、第15条の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（死亡手当）

第21条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して知事が定める定額とする。

により宿泊した場合を除くほか、それぞれ当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 行程16キロメートル以上100キロメートル未満の旅行の場合には、第1項の定額の3分の1に相当する額

(2) 行程100キロメートル以上200キロメートル未満の旅行の場合には、第1項の定額の2分の1に相当する額

4 前3項に定めるもののほか、午前6時30分前に出発し、又は午後7時30分後に完了することとなる旅行で知事が定める基準に該当するもの場合には、これらの規定による日当の額にそれぞれ第1項の定額の2分の1に相当する額を加算する。

（宿泊料）

第20条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）

第21条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

（移転料）

第22条 移転料の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤庁所在地から新在勤庁所在地までの行程に応じた別表第1の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第23条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。ただし、県内間における赴任の場合又は新在勤庁所在地到着後直ちに県営宿舎を利用できる場合には、同表の日当定額の3日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域区分に応じた宿泊料定額の3夜分に相当する額とする。

（扶養親族移転料）

第24条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤庁所在地から新在勤庁所在地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の

合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の2分の1に相当する額（3歳以上の者が移転する場合に限る。）並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除く外、第22条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。但し、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）をこえることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

（日額旅費）

第25条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認められる場合に支給する。

(1) 研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

(2) 前号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が知事に協議して定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準をこえることができない。

第26条 削除

（同一地域内の旅行の旅費）

第27条 同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 在勤庁所在地内における旅行（出発し、又は完了する日の旅行に限る。）の場合には、第15条、第16条又は第18条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、同一地域内における1日の行程が25キロメートル以上の旅行の場合には、同号に規定する鉄道賃、船賃又は車賃

(3) 前2号の規定に該当する場合を除くほか、特に交通機関を利用する必要のある場合これに要する鉄道賃、船賃又は車賃の実費額が当該旅行について支給される日当の額の2分の1に相当

する額（支給される日当の額が第19条第3項に規定する額の場合にあつては、その額）を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

- (4) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること、若しくはこれを明け渡すことを命ぜられ、又は任命権者において、やむを得ない事情があると認められて、住所又は居所を移転した場合には、別表第1の移転料定額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額の移転料）。但し、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（退職者等の旅費）

第28条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費
ア 退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤庁所在地までの前職務相当の旅費

- (2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤庁所在地を旧在勤庁所在地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

（遺族の旅費）

第29条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤庁所在地までの往復に要する前職務相当の旅費

- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤庁所在地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

（本邦通過の場合の旅費）

第30条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。但し、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

（鉄道賃）

第31条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する線路による旅行の場合

には、最上級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 4級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

(4) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃の外、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第32条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、4級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、3級又は2級の職務にある者については4級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、1級の職務にある者については最下級の運賃

イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、4級以上の職務にある者については中級の運賃、3級以下の職務にある者については下級の運賃

ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 4級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃の外、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第33条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 4級以上の職務にある者については、最上級の運賃

イ 3級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(3) 7級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第34条 日当及び宿泊料の額は、旅行地の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第31条第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行地の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて知事が定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて知事が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払つた額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び旅行雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第

3 食卓料の額は、別表第2の定額による。

4 第19条第2項から第4項まで、第20条第2項及び第21条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

第35条 削除

(旅行雑費)

第36条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第37条 死亡手当の額は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合には、別表第2の定額による。ただし、旅行中に死亡した場合（死亡地が本邦である場合を除く。）には、その定額の10分の8に相当する額による。

2 職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の本邦における所属庁（所属の長の在勤庁をいう。以下同じ。）所在地を旧在勤庁所在地とみなして第29条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第29条第2項の規定は、第3条第2項第4号に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅行手当)

第38条 第7条第8項に規定する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、旅行命令権者が、その都度知事と協議して定める。

第4章 雑則

19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他 旅行における特別の事情により又は 旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当 に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 省略

第26条 省略

(旅費の返納)

第27条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、知事が定める。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し 必要な事項は、知事が定める。

附 則

(旅費の調整)

第39条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は 当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 省略

第40条 省略

(実施規定)

第41条 この条例の実施のための手続その他執行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

4 旅行先又は目的地が特別の事情により旅費の調整を要するものとして知事が定める地域である場合における外国旅行の日当及び宿泊料に係る別表第2の定額は、当分の間、同表の甲地方について定める額の10分の8に相当する額とする。

5 知事が特に必要があると認めた場合を除き、当分の間、第15条第1項第2号及び第4号ア中「1等」とあるのは「2等」と、第16条第1項第1号ア中「上級」とあるのは「中級」と、同項第2号中「上級」とあるのは「下級」と、第33条第1項第1号ア中「最上級」とあるのは「最上級の直近下位の級」として、これらの規定を適用する。

6 当分の間、第15条第1項第5号、第16条第1項第5号及び第6号並びに第33条第1項第3号の規定は、適用しない。ただし、知事が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

別表第1及び別表第2を削る。

(特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(旅費及び費用の弁償) 第11条 知事等の受ける旅費及び 知事等を除くその他の特別職の職員がその職務を行うために要した費用の弁償として受ける旅費の 支給については、一般職の職員の例による。ただし、知事、副知事、教育長及び管理者の受ける旅費のうち鉄道賃、船賃、航空賃及び宿泊費の額については、知	(旅費及び費用の弁償) 第11条 知事等の受ける旅費並びに知事等を除くその他の特別職の職員がその職務を行うために要した費用の弁償として受ける旅費は、別表第3の額による外、その支給については、一般職の職員の例による。

事にあっては国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第1条第2項第1号に規定する内閣総理大臣等が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に基づいて受ける額に相当する額と、副知事、教育長及び管理者にあっては同項第2号に規定する指定職職員等が同法の規定に基づいて受ける額に相当する額とする。

別表第3を削る。

(鑑定人、参考人又は証人等として出頭した者の費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 鑑定人、参考人又は証人等として出頭した者の費用弁償に関する条例（昭和28年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第2条 旅費の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の2級の職務にある者が、職員の旅費に関する条例（昭和28年愛媛県条例第6号）の規定に基づいて受ける額に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体の職員である者には、その本職相当額とする。 第3条 土地収用法（昭和26年法律第219号）第65条第1項及び建設業法（昭和24年法律第100号）<u>第25条の19第4項の規定により仲裁委員を仲裁人とみなして適用する仲裁法（平成15年法律第138号）第34条第3項</u>の規定により出頭した鑑定人には、必要により鑑定に当たって、その特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して鑑定手当を支給する。 2 省略	第2条 旅費及び旅費の定額は、別表のとおり _____とする。但し、 ____、国又は地方公共団体の職員である者には、その本職相当額とする。 第3条 土地収用法（昭和26年法律第219号）第65条第1項及び建設業法（昭和24年法律第100号）<u>第25条の16第4項</u> _____の規定により出頭した鑑定人には、必要により鑑定に当つて、その特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して鑑定手当を支給する。 2 省略

別表を削る。

(公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部改正)

第4条 公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和45年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（公害紛争処理の手續に要する費用の除外） 第2条 法第44条第2項に規定する条例で定める費用は、次に掲げるものとする。 (1) 参考人又は鑑定人に支給する鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当又は鑑定料</u> (2) 省略 (3) <u>あつせん委員、調停委員、仲裁委員又は職員の出張に要する鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当</u> (4) 省略	（公害紛争処理の手續に要する費用の除外） 第2条 法第44条第2項に規定する条例で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 参考人又は鑑定人に支給する鉄道賃、船賃、<u>車賃、日当、宿泊料</u>又は鑑定料 (2) 省略 (3) <u>仲介委員</u>、調停委員、仲裁委員又は職員の出張に要する鉄道賃、船賃、<u>車賃、日当又は宿泊料</u> (4) 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(經過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）の規定は、次項から第5項までに定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 新旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合について適用し、施行

日前に退職、免職、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

- 4 新旅費条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、第1条の規定による改正前の職員の旅費に関する条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新旅費条例第27条の規定は、新旅費条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- 6 第2条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の鑑定人、参考人又は証人等として出頭した者の費用弁償に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第25号

愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和8年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県手数料条例の一部改正)

第1条 愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表 (第2条—第4条、第7条関係)			別表 (第2条—第4条、第7条関係)		
1 消防防災関係事務手数料			1 消防防災関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～73 省略			1～73 省略		
74 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可に係る完成検査申請手数料	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高压ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は第39条の11第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項及び75の項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	74 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可に係る完成検査申請手数料	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高压ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項及び75の項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
75～90 省略			75～90 省略		
備考 省略			備考 省略		
2～6 省略			2～6 省略		

(愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
事 務	市町	事 務	市町
1～21の2 省略		1～21の2 省略	

22 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(21) 省略 (22) 法第20条第3項ただし書の規定に基づく完成検査の受検に係る届出の受理に関する事務 (23)～(51) 省略 (52) 法第35条第1項ただし書の規定に基づく保安検査の受検に係る届出の受理に関する事務 (53)～(57) 省略 (58) 法第39条の10第1項の規定に基づく変更の工事等の届出の受理に関する事務 (59) 法第39条の12の規定に基づく危害予防規程の提出の要求に関する事務 (60)～(94) 省略 23～62 省略	松山市 及び新 居浜市
--	-------------------

22 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(21) 省略 (22) 法第20条第3項第1号の規定に基づく完成検査の受検に係る届出の受理に関する事務 (23)～(51) 省略 (52) 法第35条第1項第1号の規定に基づく保安検査の受検に係る届出の受理に関する事務 (53)～(57) 省略 (58) 法第39条の11第1項の規定に基づく完成検査の記録の届出の受理に関する事務 (59) 法第39条の11第2項の規定に基づく保安検査の記録の届出の受理に関する事務 (59の2) 法第39条の21第1項の規定に基づく変更の工事等の届出の受理に関する事務 (59の3) 法第39条の23の規定に基づく危害予防規程の提出の要求に関する事務 (60)～(94) 省略 23～62 省略	松山市 及び新 居浜市
--	-------------------

附 則

- この条例は、令和 8 年12月21日から施行する。
- 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第74号）附則第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第 2 条の規定による改正前の高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第39条の11第 1 項の規定に基づく完成検査の記録の届出又は同条第 2 項の規定に基づく保安検査の記録の届出に係る第 2 条の規定による改正前の愛媛県事務処理の特例に関する条例別表22の項第58号及び第59号に掲げる事務の処理については、なお従前の例による。



○愛媛県条例第26号

愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 8 年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（適用除外） 第51条 省略 2 この条例（第 1 章を除く。）の規定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第223号）第87条の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業又は同法第88条第 2 項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第 1 項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第14号）第 5 条第 1 項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第 3 号に規定する事業については、適用しない。	（適用除外） 第51条 省略 2 この条例（第 1 章を除く。）の規定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第223号）第87条の規定による災害復旧 _____ の事業又は同法第88条第 2 項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第 1 項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第14号）第 5 条第 1 項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第 3 号に規定する事業については、適用しない。

附 則

この条例は、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 8 年法律第62号）の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和8年10月13日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成22年愛媛県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、歯及び口腔の健康を保持し、及び増進し、並びにその機能を維持すること（以下「歯と口腔の健康づくり」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保健医療関係者、教育関係者、社会福祉関係者、事業者、保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）、<u>県民及び保護者の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の増進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。</u> （基本理念） 第2条 省略 2 省略 3 歯と口腔の健康づくりは、乳幼児期、<u>少年期、青年期、壮年期、中年期、高齢期、妊娠期等の各段階における口腔の状態及び歯科疾患の特性に応じて適切かつ効果的に行われなければならない。</u> 4 省略 （事業者の役割） 第5条 事業者は、その雇用する従業員の歯と口腔の健康づくりが<u>その事業の基盤となることを認識し、県内の事業所において雇用する従業員に対する歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。）及び保健指導（以下「歯科検診等」という。）の機会を確保するよう努めるものとする。</u> （県民の役割） 第7条 省略 2 県民は、県及び市町が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組に積極的に参加し、並びに<u>定期的に</u>かかりつけ歯科医の支援等を受けることにより、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。 （保護者の役割） 第8条 保護者は、その保護する子どもの歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療、健全な食習慣の確立その他の歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。 （歯科保健推進計画） 第9条 省略 2 歯科保健推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1)・(2) 省略 (3) <u>歯と口腔の健康づくりによる県民の健康の増進及び健康寿命の延伸の程度を示す指標に関する事項</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</u>	（目的） 第1条 この条例は、歯及び口腔の健康を保持し、及び増進し、並びにその機能を維持すること（以下「歯と口腔の健康づくり」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保健医療関係者、教育関係者、社会福祉関係者、事業者、保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）<u>及び県民</u>の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の増進<u>に寄与することを目的とする。</u> （基本理念） 第2条 省略 2 省略 3 歯と口腔の健康づくりは、乳幼児期から高齢期までの<u>それぞれの時期</u>における口腔の状態及び歯科疾患の特性に応じて適切かつ効果的に行われなければならない。 4 省略 （事業者の役割） 第5条 事業者は<u>、県内の事業所において雇用する従業員に対する歯科に係る検診</u><u>及び保健指導（以下「歯科検診等」という。）の機会を確保するよう努めるものとする。</u> （県民の役割） 第7条 省略 2 県民は、県及び市町が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組に積極的に参加し、並びに<u>にかかりつけ</u>歯科医の支援等を受けることにより、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。 （歯科保健推進計画） 第8条 省略 2 歯科保健推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1)・(2) 省略 (3) <u>前2号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</u>

3～6 省略

(基本的施策の実施)

第10条 県は、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 次に掲げる事項に関する情報の収集及び提供並びに知識の普及啓発

ア スポーツ等によって生じる歯及び口腔の外傷の防止並びに軽減のための対策

イ 食育を通じた健全な歯及び口腔の機能の維持

ウ ア及びイに掲げるもののほか、県民の歯と口腔の健康づくりに関し必要な事項

(2) 省略

(3) 歯科疾患等との関連が認められる糖尿病、誤嚥性肺炎その他の疾病の予防対策の実施の支援

(4) オーラルフレイル（口腔の機能の衰えをいう。）の予防、早期発見及び回復のための対策の実施の支援

(5) 省略

(6) 障がい（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害をいう。）を有する者、介護を必要とする者、医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けている者等に対する歯科検診等の機会の確保

(7) 省略

(8) 歯と口腔の健康づくりに携わる保健医療関係者の確保が困難な地域において歯と口腔の健康づくりに係る保健医療サービスを提供するための体制の整備

(9) 災害その他非常の事態が発生した場合において歯と口腔の健康づくりに係る保健医療サービスを提供するための体制の整備

(10) 省略

(11) 省略

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

第15条 省略

3～6 省略

(基本的施策の実施)

第9条 県は、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 県民の歯と口腔の健康づくりに資する情報の収集及び提供

(2) 省略

(3) 省略

(4) 障害

を有する者、介護を必要とする者

等に対する歯科検診等の機会の確保

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。